

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等
概要	特定施設等の管理権原者等が、喫煙禁止場所に喫煙器具や設備を喫煙ができる状態で設置している場合、喫煙器具の撤去等、喫煙ができないようにするための措置をとるよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第32条
処分基準	<p>1 特定施設等の管理権原者等が、特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置している場合、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告できる。</p> <p>2 前項により勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>3 第1項による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	